

消防告示第 1 号

令和 5 年度に実施された規制・行政手続き見直し提案制度における提案に基づき、防火対象物の安全避難のあり方を検討することを目的とした学識経験者や関係団体からなる有識者会議での議論等を踏まえ、神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項ただし書きの規定に基づき火災予防上支障がないと認める措置を、次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

神戸市消防長 栗 岡 由 樹

- 1 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 (5) 項、(6) 項及び (16) 項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積（同表 (16) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (5) 項又は (6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が 6,000 平方メートル未満の防火対象物で、当該防火対象物（同表 (16) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (5) 項又は (6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分）にスプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備又は共同住宅用スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備等」という。）を令第 12 条、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年総務省令第 92 号。以下「92 号省令」という。）若しくは特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「40 号省令」という。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- 2 令別表第 1 (5) 項、(6) 項イ、ハ及びニ並びに (16) 項に掲げる防火対象物（同表 (16) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (6) 項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないものに限る。）のうち、延べ面積（同表 (16) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (5) 項又は (6) 項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が 6,000 平方メートル以上の防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしたとき。
 - (1) 当該防火対象物（同表 (16) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (5) 項又は (6) 項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供される部分）にスプリンクラー設備等を令第 12 条、92 号省令若しくは 40 号省令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - (2) 屋内廊下等に排煙設備を設置し、かつ、延焼拡大を遅延させるための防火区画等を形成することにより、避難経路が煙で充満することを防止した上で、一時避難場所等の安全性が確保された場所に安全かつ速やかに水平避難させ、当該場所から順次、従業員や駆け付けた消防隊等により垂直避難させる対策が講じられていること。
- 3 前 1、2 に掲げるもの以外の令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物（高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。）で、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしたとき。
 - (1) 階数が 2 以下の防火対象物で、自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備を令第 21 条若しくは特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - (2) 延べ面積が 150 平方メートル未満の防火対象物で、屋外の階段を設置されていること。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。